

docomo business ANCAR サービス利用規約 別冊(Analyze)

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 docomo business ANCAR サービス利用規約共通編(以下「共通編」といいます。)の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan.html>))に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により、別紙に定める docomo business ANCAR Analyze サービス(以下「docomo business ANCAR Analyze サービス」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(docomo business ANCAR Analyze サービスの契約申込の承諾)

第2条 当社は共通編第7条(利用申込)の申込み(契約内容の変更を含みます。以下、本条において同じとします。)があつた場合、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第8条(docomo business ANCAR サービスの契約申込の承諾)に規定する場合、又は次の場合には、その docomo business ANCAR Analyze サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) docomo business ANCAR Analyze サービスの契約申込みをした者が、当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に係る契約者と同一の者でないとき。

(最低利用期間)

第3条 docomo business ANCAR Analyze サービスには、共通編第9条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

(契約譲渡及び契約譲渡時のデータの取扱い)

第4条 当社は共通編第12条(契約に基づく権利の譲渡)に定める docomo business ANCAR サービスに係る利用権の譲渡の承認請求があつた場合であつて、次の事項に該当するときは、その譲渡承認を行いません。

(1) 当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に係る契約者と、その docomo business ANCAR Analyze サービスに係る契約者とが、同一の者とならないとき。
2 契約の譲渡が行われた場合、譲渡前に docomo business ANCAR Analyze サービスにおいて取得・集計・保存されたデータ及びその他の利用情報は、譲渡後も引き継がれるものとします。
3 譲渡元の docomo business ANCAR Analyze サービスに係る契約者は、譲渡前に契約者が自ら登録したデータについては、自己の責任において削除を実施するものとし、当社は当該削除に関してその責任を負わないものとします。

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第5条 共通編 料金表通則3(料金の計算方法等)の定めにかかわらず、次に掲げる期間について契約者は別紙に規定する料金の支払いを要します。

(1)当社が docomo business ANCAR Analyze サービスの提供開始日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があつた日までの期間
2 前項の期間において、docomo business ANCAR Analyze サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
(1) 利用停止または利用中止があつたときは、docomo business ANCAR Analyze サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第5章 データの取扱い

(データ取得に関する同意)

第6条 契約者は当社が docomo business ANCAR Analyze サービスを提供するために契約者から料金請求データを取得することに同意します。

(データの取扱い)

第7条 共通編第24条(データの取扱い)に定めるほか、次のとおりとします。

(1)当社が docomo business ANCAR Analyze サービスを提供するために契約者から取得した契約者の契約者データ及び生成等データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(2)docomo business ANCAR Analyze サービス利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(3)契約者データ、生成等データ及び docomo business ANCAR Analyze サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、docomo business ANCAR Analyze サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。

(データの利用)

第8条 共通編第25条(データの利用)第3項に定めるデータは次のとおりとします。

(1) 料金請求データ、詳細集計データ、統計データ及び混雑状況データ

2 契約者は生成等データ(統計データに限ります。)に関する権利が当社に帰属することを同意します。

また契約者自ら利用するものに限るものとし、第三者への提供はしてはなりません。

(データの消去)

第9条 共通編第27条(データの消去)に定めるほか、次に掲げる事項の場合においても料金請求データの取得を停止し、データを削除します。

(1) 当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の廃止(全部又は一部の廃止を含みます)があったとき。

(2) 追加機能の廃止(business ANCAR Analyze サービスの廃止に伴うものも含みます。)があったとき。

2 前項におけるデータの消去に係る条件については、別紙のとおりとします。

別紙1 docomo business ANCAR Analyze サービス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容	
docomo business ANCAR Analyze サービス(メニュー1)	<p>(1)申込(契約者 ID)単位で、当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者に付与された着信課金番号又は特定着番号の料金請求情報等のデータ(以下「料金請求データ」といいます。)を集計しグラフ等に可視化するサービス</p> <p>(2)メニュー1には次表に掲げるプランがあります。</p>	
	無料プラン	可視化するデータは、当月から遡って 12 曆月分(当月分を含みます。)の料金請求データとなります。
	スタンダードプラン	<p>(1)可視化するデータは、料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び統計データの4種類となります。</p> <p>(2)料金請求データは当月から遡って 24 曆月分(当月分を含みます。)のデータとなります。</p> <p>(3)詳細集計データは当月から遡って3曆月分(当月分を含みます。)のデータとなります。</p> <p>(4)保存データとして追加できるデータは 1 ファイル 10Mbyte までで、24 ファイルまでとなります。</p>

(3)メニュー1には次表に掲げる追加機能があります。

混雑状況表示機能	<p>(1)料金請求データの一部(時間帯別完了率)を利用して作成する曜日時間帯別の相対的な混雑状況(以下、「混雑状況」といいます。)を表示する機能です。</p> <p>(2)契約者 ID 単位で申込みのあった着信課金番号又は特定着信番号毎に混雑状況を表示する URL を通知します。</p> <p>(3)本追加機能はスタンダードプラン契約者に限り提供します。</p> <p>(4)混雑状況表示に利用するデータ(以下、「混雑状況データ」といいます。)は、スタンダードプランの料金請求データの一部を基に集計したデータとなります。混雑状況表示機能の申込日から最大3営業日内に集計を実施しますが、集計するデータは集計実施日前日から遡って最大 30 日間のデータとなります。</p>
----------	--

備考

1 スタンダードプランから無料プランへの変更はできません。

2 データの削除

(1)docomo business ANCAR Analyze サービス及び当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う docomo business ANCAR Analyze サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び混雑状況データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。

(2) スタンダードプランの廃止、混雑状況表示機能の廃止があったときは、登録 ID に対する廃止日以降の混雑状況データの取得を停止し、当該廃止日から 5 営業日以内に混雑状況データを削除します。また混雑状況表示機能の登録対象である着信課金番号又は特定着信番号が登録対象外となったときは当該着信課金番号又は特定着信番号に対する混雑状況データを削除します。

区 別	内 容
無料プラン	<p>(1)料金請求データ</p> <p>特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後に対する料金請求データは削除します。</p>
スタンダード プラン	<p>(1)料金請求データ</p> <p>特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後に対する料金請求データは削除します</p> <p>(2)詳細集計データ</p> <p>特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から3暦月後に対する料金請求データは削除します</p> <p>(3)保存データ</p> <p>特定の契約者に対する当社又は契約者が行う全ての当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の廃止があったときは保存データを削除します。</p>

2 各メニュー等の提供条件

(1) docomo business ANCAR Analyze サービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
契約者 ID	docomo business ANCAR Analyze サービスに係る契約を識別する番号
料金請求データ	当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の料金請求等のデータ。本データは共通編第 24 条(データの取扱い)に定める契約者データに該当します。
詳細集計データ	料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ。 本データは共通編第 24 条(データの取扱い)に定める生成等データに該当します。
保存データ	契約者が追加するデータやテキスト。 データは共通編第 24 条(データの取扱い)に定める契約者データに該当します。
統計データ	当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に関する料金請求データを業種別等により統計したデータ。 本データは共通編第 24 条(データの取扱い)に定める生成等データに該当します。
混雑状況データ	料金請求データの一部(時間帯別完了率)を利用して作成する曜日時間帯別の相対的な混雑状況を表示するために利用するデータ。 本データは共通編第 24 条(データの取扱い)に定める生成等データに該当します。
着信課金番号	当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能を利用するため当社が付与する番号(フリーダイヤル番号)
特定着信番号	当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定特定番号着信機能を利用するため当社が付与する番号(ナビダイヤル番号)

(B) 提供条件

- ・docomo business ANCAR Analyze サービス(メニュー1)の利用には別途当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る契約が必要です。
- ・当社は、docomo business ANCAR Analyze サービスの利用にあたり、docomo business ANCAR Analyze サービスポータルを提供します。
- ・契約者は、docomo business ANCAR Analyze サービスポータル アクセス回線を用意する必要があります。

(C) 利用に関する条件

(docomo business ANCAR Analyze サービス(メニュー1)の利用)

- ・別途当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能において提供しているカスタマコントロール機能を利用していることを前提とします。
- ・申込の際にはカスタマコントロール ID を指定頂きます。
- ・指定されたカスタマコントロール ID の利用を終了した場合、docomo business ANCAR Analyze サービス(メニュー1)に係る契約を解除します。

(D) 責任の制限

- ・当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る契約から請求データを受信できない場合は、当社は docomo business ANCAR Analyze サービスの機能を正常に提供できないことがあります。

(e) 料金請求

- ・docomo business ANCAR Analyze サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、共通編及び本規約に定

めるところにより行われるものとします。

B 料金額

docomo business ANCAR Analyze サービスの利用料金は次のとおりとします。

(月額)

区 別	単 位	料金額
無料プラン	—	—
スタンダードプラン	登録 ID ごとに	25,000 円 (27,500 円)
追加機能		
混 雜 狀 況 表 示 機 能	着信課金番号と特定着信番号の合計数（以下、「合計番号数」といいます）が 1 番号までの登録	登録 ID ごとに —
	合計番号数が 50 番号までの登録	登録 ID ごとに 25,000 円 (27,500 円)
	合計番号数が 200 番号までの登録	登録 ID ごとに 50,000 円 (55,000 円)
	合計番号数が 1,000 番号までの登録	登録 ID ごとに 100,000 円 (110,000 円)
備考		
<ul style="list-style-type: none">登録 ID は本サービスの申込単位に払い出します。混雜状況表示機能の利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金を適用します。各登録 ID について、特定の合計番号数の登録を行った場合は、登録日から起算して 1 か月の間他の合計番号数への変更はできません。各登録 ID について、混雜状況表示機能の廃止を行った場合は、登録日から起算して 1 か月の間混雜状況表示機能の申込はできません。		